



枚方市男女共生フロア・ウィル 登録団体制度のご案内

枚方市男女共生フロア・ウィル（以下「ウィル」）では、性別を問わず誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に関わる団体を支援するため、登録団体を募集しています。

登録団体になって、男女共同参画^{※1}に関する情報交換や団体間の交流を深め、ウィルと一緒に、男女共同参画社会の実現を進めませんか。

■登録団体になると？

次の活動支援を受けることができます。

- (1) 男女共同参画に関する情報提供
- (2) 団体の情報発信や交流が進むような機会の提供
- (3) 団体ロッカーの利用（無料、希望多数の場合は抽選）
- (4) 男女共同参画活動ルーム（ひらかたサンプラザ 3号館5階）の利用（無料）

注意

- ・男女共同参画活動ルームは、令和6年秋に移転を予定しています。
- ・移転先は現在の場所から徒歩2分ほど先のビルになりますが、移転に伴い、開室時間帯や利用方法などに変更が生じることがあります。

■登録団体になるためには？

- (1) 主な活動目的の中に男女共同参画社会の実現に取り組むことが含まれていること
- (2) 構成員が5人以上で、その過半数が市内在住、在勤又は在学であること
- (3) 主な活動場所が枚方市内であること
- (4) 営利活動、特定の宗教を布教する活動又は特定の政党、政策を支援する活動を目的としないこと
- (5) 会則を備えるなど団体の運営体制が明確であること
- (6) 登録団体申請時に、市と協議を行い、以下のいずれかの活動を選択し、当該年度中に実施すること
 - ① 当該年度に市が開催する男女共同参画推進事業に構成員3人以上が参加すること
 - ② 市と協働で、男女共同参画の視点を持った事業を実施すること
- (7) 男女共同参画ルームの仕様に際して、他に定める事項を遵守する団体であること

■登録するには？

下記の書類をウィルまで提出してください。随時、受け付けています。審査の上、申込日から起算して20日以内に登録の可否をお知らせします。

- (1) 枚方市男女共生フロア・ウィル登録団体申込書（様式第1号）
- (2) 協働事業実施報告書または枚方市男女共生フロア・ウィル男女共同参画推進事業参加報告（様式第2号-1または様式第2号-2）
※新規登録団体については、意見・感想報告書（様式第2号-3）を提出
- (3) 団体ロッカー使用申込書（様式第3号・希望する場合のみ）
- (4) 会則
- (5) 役員名簿
- (6) 当該年度（令和6年(2024年)4月～令和7年(2025年)3月）の事業計画書
- (7) 当該年度（令和6年(2024年)4月～令和7年(2025年)3月）の予算書
- ★ (8) 前年度（令和5年(2023年)4月～令和6年(2024年)3月）の事業実績報告書
- ★ (9) 前年度（令和5年(2023年)4月～令和6年(2024年)3月）の決算書

※ (4)～(9)については報告様式を問いません。活動報告書などを提出する場合は、該当箇所を付箋で明示してください。

※ (6)～(9)については、必ず下線部の期間が含まれていることを確認してください。

※ ★3月または4月に申請書類を提出された団体については、(8)及び(9)の提出期限を7月1日とします。

■登録の有効期間は？

登録が決定した年度内とします。申請内容に変更が生じた場合は、ウィルまで速やかにお知らせください。

※1 男女共同参画

すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべきことをいう。

お問い合わせ

枚方市男女共生フロア・ウィル

〒573-0032 枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ3号館4階

電話：072-843-5636 ファクス：072-843-5637

メール：jinken@city.hirakata.osaka.jp

